

(雛型)

共同企業体協定書 (案)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) 会津若松市が発注に係る次の設計業務（契約変更が行われた場合の変更後の業務を含む。以下「設計業務」という。）の受注

ア 業務名 会津若松市庁舎整備設計業務及び設計に関する業務

イ 履行期限 会津若松市との契約を定めた期日

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇・〇〇〇 設計共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の履行後 3 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇株式会社

福島県会津若松市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇〇事務所

〔 福島県会津若松市〇〇町〇〇番〇〇号 〕  
株式会社〇〇〇事務所

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 〇〇〇株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって見積に関する一切の権限、業務委託料（前払金及び部分引渡しに係る業務委託料を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者

と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇株式会社 〇〇%

株式会社〇〇〇事務所 〇〇%

[ 株式会社〇〇〇事務所 〇〇% ]

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、再委託する企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約及び再委託契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の除名に対する措置)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、残存構成員が共同連帯して分担業務を完了する。ただし、脱退した構成員が業務の主導的役割を担っていたことなどにより、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難であると認められるときは、市長は、残存構成員からの申請に基づき、新たな設計事務所を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

- 4 第1項の規定により構成員のうち除名した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 5 除名された構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、除名された構成員の出資金から構成員が除名されなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 6 決算の結果利益を生じた場合において、除名された構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちのいずれかを代表者とできるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇株式会社 ほか1（もしくは2）社は、上記のとおり 〇〇〇・〇〇〇 設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 印

福島県会津若松市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇〇事務所

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 印

( 福島県会津若松市〇〇町〇〇番〇〇号  
株式会社〇〇〇事務所  
代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 印 )